

Title	〔商法 五七〕 議決権行使を停止された株式の数が総会決議の定足数に算入されるか
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.1 (1967. 1) ,p.114- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670115-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五七〕 議決権行使を停止された株式の数が総会決議の

定足数に算入されるか

【判示事項】

一 株主相互間の株式返還請求訴訟を本案として、当該株式につき株主総会に出席して議決権を行使してはならない旨の仮処分があった場合において、右仮処分の効力が会社に対して及ぶかどうかの判断（消極）

二 「株主総会の議長は取締役社長がこれに当る」旨の定款の規定と、少数株主の招集にかかる総会における適用の有無（消極）

【参照条文】 商法第二三七条、第二三九条、民事訴訟法第七六〇条

【事実】 申請人X₁、X₂等は、いずれもA株式会社の株主であるが、A会社では昭和三二年四月一二日横浜地方裁判所の仮処分により取締役及び監査役の職務の執行が停止され、これらの職務を代行する者が選任され、以来職務代行者によつて業務の執行がなされてきた。ところで被申請人Y₁、Y₂、Y₃、Y₄等は昭和三八年一月二五日同裁判所より

（横浜地裁昭和三八年七月四日判決
昭和三八年七月二〇号取締役監査役職務執行停止及
び職務代行者選任仮処分申請事件
下級民集一四卷七号一三三頁）

会社の取締役及び監査役の選任を目的とする株主総会招集の許可を受け、同年二月二四日臨時株主総会を招集し、その席上被申請人Y₁、Y₂、Y₃、Y₄、Y₅、Y₆、申請人X₁、申請人Aを各取締役、被申請人Y₄、同Y₅を各監査役に選任する旨決議し、同年四月二〇日右のうち申請人X₁、申請人Aを除き、被申請人等についてそれぞれ取締役又は監査役就任の登記手続をした。

A会社の定款第一六条には、株主総会の定足数として、発行済株式総数の過半数に当る株式を有する株主が出席することを要求しており、当時A会社の発行済株式総数は三四八〇株であったから、総会が適法に成立するためには、一七四一株以上の株主が出席しなければならぬ。ところで本件株主総会議事録には、「出席株主三六名、この株式数二〇四〇株」と記載されているが、右の出席株式二〇四〇株のうちには、東京高等裁判所の仮処分決定により、本件総会に対

する出席権及び議決権を停止された被申請人Y。名義の四一〇株の株式が算入されていた。右仮処分は、申請人X。から被申請人Y。に対する株式返還請求訴訟を本案とするもので、本案訴訟は第一審東京地裁において昭和三七年四月一二日申請人X。の勝訴となり、これに対し被申請人Y。より控訴の申立があり、現在なお裁判所に係属中であるが、同裁判所は昭和三八年二月一五日、申請人X。の申請を容れY。は右株式四一〇株について右の総会に「出席して議決権を行使してはならない」旨の仮処分命令を発していたものである。

そこで申請人等は、以下の四つの理由を上げ、本件決議不存在確認等の訴を本案として、本件決議で選任されたとする取締役、監査役の職務執行停止及び代行者選任の仮処分を求めているのが本件である。

(一)本件総会に適法に出席した株式数は、二〇四〇株から仮処分によつて本件総会に対する出席権及び議決権を停止された四一〇株を差引いた一六三〇株であるから、本件決議は定足数に欠ける株主総会決議で違法である。

(二)A会社の定款第一八条は、株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。社長事故あるときは予め定められた順位により、他の取締役の一名がこれに代ると定めている。そして本件総会開催当時、A会社は職務代行者によつて業務執行がなされていたから、本件総会の議長には代表取締役の職務代行者がこれに当るべきものである。しかるに本件総会の招集権者と称する者のうち申請外Bは、勝手に「司会者」と称し、出席株主の一人から「議長は司会者に一任しま

す」との発言があると、総会にはかることなく、Bが自ら議長となり開会を宣言した。しかしかかる経過によつて議長の席についたBは、議長としての資格も権限もなく、従つて本件決議は無権限者が議長をつとめた総会における決議であつて違法である。

(三)本件決議に当り、Bはたまたま議案につき出席株主の一人より「議長一任で推せんして戴きたい」と発言されるや、直ちに前記記載の者を取締役ないし監査役に選任すると述べただけで、これらの者につき総会の決議を求めていない。これでは単に取締役ないし監査役の候補者を指名したにとどまり、その選任決議があつたと云うことはできない。

(四)その後Bは引続いて「ここに選ばれた方のうち、本日御出席なく、御引受になるかどうか分らない方がありますので、補欠を選びます」との趣旨の発言をなし、取締役補欠に被申請人Y。、Y。及び申請外Bを、監査役の補欠に申請外C、Dを選任すると宣した。従つて、本件決議は、その内容が不確定ないし条件付であつて、内容に瑕疵がある決議と云わなければならない。

【判旨】 申請却下

「本件のように株式返還請求訴訟を本案とし、互いに株主たることを主張する者同志の紛争においてのみなされた出席権、議決権停止の仮処分は、右当事者間において不作為義務を課しただけのもので、右仮処分の当事者ではない会社にその効力を及ぼさないと解するのが相当である。尤もこのように解すると、右仮処分の実質的意義は殆ど失われることになるであろうが、それをおそれるならば、

会社に対しても名義上の株主の株主権を争い、自己が株主たることを主張する訴訟を提起し、これを本案として会社を当事者にした仮処分を受けることができるし、またそうすべきである。また右仮処分の存在が事実上申請人等を介して会社に通知されていたとしても、それによつて仮処分の効力が違つてくると解することも出来ない」として申請を排斥した。

また本件会社の定款第一八条には、申請人等の主張のとおり株主総会議長に関する定めがあるが、かかる定款の規定は「取締役(又はこれに代る職務代行者)の招集による通常の総会を予定したもので、株主の招集にかかる総会には適用がなく、このような総会においては、右規定によらず、総会においてあらためて議長を選出すべきものと解する」としているが、本件ではBが議長に選ばれ、出席株主及び職務代行者等から何等異論なく議事が進行したことを疏明によつて認め、この点でも、申請人等の主張を排斥している。その上、本件総会では、出席株主のうちから取締役及び監査役の選任について議長に一任する旨動議が出され、満場一致でこれが可決され、議長のBが、その席上で申請人等の主張のとおり取締役ないし監査役となるべき者を指名し、被申請人Yを除外し、その余の被申請人等が直ちに就任を承諾し、これについて出席株主及び職務代行者から何等異議が出されなかつたし、出席株主は本件総会において議長の指名した者を取締役ないし監査役に選任することに全員異議なくこれを承認したことを認め、従つて本件においては総会による選任がなかつたとはいえないとしている。

又、補欠の選任についても、これが決議を無効ならしめるものではないとしている。

【評釈】

総会決議に必要な定足数の計算に當つて、議決権行使停止の仮処分のあつた株式を発行済株式総数の中に算入すべきかどうかについては、見解が分れている。しかし株主の有する議決権行使停止の仮処分が問題となる場合としては、新株発行無効の訴のように、株式発行自体に無効原因があるために、その無効な株式を取得した株主が議決権を行使すると会社その他の株主に重大な損害を与える場合において、無効とされる株式を取得した株主の議決権行使を一時仮に停止するためになす仮処分と、株式自体は有効に存在するが、株式の帰属について紛争があり、真実の株主であると主張するものが株主名簿上の株主に対して行う仮処分とが考えられるが、新株発行無効の訴のように、株式の有効な存在そのものを否定する立場で本案が提起される場合の仮処分命令については、議決権行使停止の効果として、定足数の算定に際し、当該株式数を発行済株式総数に算入しないのに反し、株式の帰属が争われる場合になされる旨の仮処分命令については、発行済株式総数に算入されるとするものが、支配的見解である(西迪雄「議決権行使停止の仮処分」村松俊夫裁判官選歴記念論文集・仮処分の研究下巻二〇四頁参照。そして、かかる説に立たれるのは、鴻常夫・商法研究ノートI二二二頁以下、西原寛一「株主総会の運営」株式会社法講座三巻八五八頁。大森忠夫「議決権」同上講座三巻九〇七頁。大隅健一郎「株主権にもとづく仮処分」吉川大

二郎博士還暦記念・保全処分の体系下巻六五一頁、六五二頁。田中誠二ほか・全訂コンメンタール六〇九頁など。そしてこのような説は、おそらく保全訴訟の当事者は、原則として本案訴訟の当事者と一致すべきであり、すべて裁判所とする裁判は、特にそれに対地的な効果がある法律の規定により又はその裁判の特殊性により認められるものを除いては、原則としてその裁判の当事者の間においてのみ効力を有し、第三者を拘束しないということが前提となつているのである（清水湛「株主議決権行使停止の仮処分の効力の及ぶ範囲」商事法務研究三〇〇号一三頁。尤も新株発行無効の訴を本案訴訟として新株主の議決権行使停止の仮処分の被申請人適格は、被告又は被告適格を有する者に限定せず、少くとも本案訴訟の判決の効力・形成力・執行力・既判力・の及ぶ第三者にも単独で認める説もある。以上清水湛・前掲論文一三頁及び一四頁参照。同説、大隅健一郎・前掲論文六五二頁、六五三頁）。本件での仮処分は、その後の場合、即ち株式の帰属に関する仮処分であるから、以下この点についてだけ述べることにする。しかしこれに対しては、これら株主の議決権行使を停止する仮処分の中、株式の帰属を争う当事者間における議決権行使停止の仮処分は、その仮処分命令の形成力あるいは反射的効力として当然に会社に対してその効力が及ぶとする考え方もある（西田雄「前掲論文」二〇三頁以下）。この説によると、仮の地位を定める仮処分の本質は、一種の形成裁判であり、一般に形成裁判にもとづいて生ずる主観的範囲は第三者にも及ぶと認められるから、保全命令についても、例えば職務執行停止、代行者選任の仮処分あるいは株金払込等の効力停止

仮処分等の如く、法律関係の画一的処理を必要とする場合は、当事者以外の第三者にその効力が及ぶ余地があるとしているのである（仮の地位を定める仮処分命令の本質が一種の形成裁判であり、それによつて法律状態が形成されると解することは、現在学説上も大体承認している。例えば兼子一「保全訴訟の性格」保全処分の体系上三頁、吉川大二郎「仮処分によつて命ぜられた処分の法律的性質」仮処分の諸問題三頁以下。しかし形成力の主観的範囲については、民事訴訟法第二〇一条第七一条所定の場合を除いては、原則としてその当事者間に限定されるとする説。兼子一・民事訴訟法体系三五一頁、小野木常・和議制度の研究三四頁以下、七六頁以下、八七頁参照と、一般第三者にも及ぶとする見解。菊井維大・村松俊夫民事訴訟法I六六七頁、吉川大二郎・「仮処分」の諸問題四五頁）とが対立している。そこで形成力も関係当事者間においてのみ機能するにとどまるとする説も、反射的効力はその保全命令によつて設定される権利関係が本来当事者間で自由に処分できるのであり、第三者がこれについて直接の利害関係をもたず、ただ当事者の立場を通じて関係するにとどまるような場合には、形成力の主観的範囲のそとにある第三者であつても、その反射的効力を受けるとされているので、兼子一・前掲書三五三頁、同・民事法研究II一一五頁参照、これを議決権行使の停止の仮処分と会社との関係に即して考えると、会社はもとも株主権の帰属についてなら直接の利害関係をもたず、当事者が自由に処分した結果を株主名簿に反映せしめ、これを前提として株主権の行使を調整するにとどまる。そして、仮処分命令によつて株主資格が形成され、あるいはその存在を前提として相手方の議決権行使を停止しうる地位すなわち法律状態が形成されることは、当事者間における株式処分の結果と同視すべきものであるから、兼子一・前掲書三五三頁参照、会社は保全訴訟の当事者間における保全命令の反射的効力を受け、

それによつて形成された法律状態に拘束される。以上西迪雄「前掲論文」(二二三頁参照)。

ところで相互に株主たることを主張する者同志の紛争において、一方の当事者が他方を相手どつて提起する株式帰属に関する訴を本案として、被告を単独の被申請人として議決権行使停止の仮処分が許されるかどうかは疑問であり、またそれが許されるとしても、それがいかなる効力を有するかは問題であろう。しかし株主相互の株式の帰属を争う当事者間の訴訟の判決は、当事者間においてのみ効力を有するから、これを本案とする仮処分も又本案判決の効力の及ぶ範囲に限定されるべきであるから、議決権行使を停止された株式は、総会決議の定足数に算入され、かつその者の加わつた決議も完全に有効であると考え(同説、大隅「前掲論文」六五三頁)。

従つて、本件のごとき、その本案訴訟は当事者間の給付訴訟であり、その判決は対世的効力は有しないし、かかる訴訟を本案とする仮処分に対世的効力は存しない。それ故、議決権行使を停止された株式数も総会決議の定足数に算入されてよいし、かかる株主が議決権を行使しても、それは決議取消原因とはならないことというまでもない。そしてこのことは、仮処分の事実について、事実上会社が知つていたかどうかは関係がない。従つて、本件のように株式返還請求訴訟を本案とし、互いに株主たることを主張する者同志の間の紛争においてのみなされた出席権、議決権停止の仮処分は、右当事者間において不作為義務を課しただけのもので、右仮処分の当事者ではない会社にその効力を及ぼさないと解するのが相当である」と

する本件決定は正当である。

次に「株主総会の議長は取締役社長がこれに当る」旨の定款の規定は、少数株主の招集した総会においても適用があるかについてであるが、株主総会も会議体として議長が必要であることは当然であり、商法もこのことを予定している(商法第二四四条第二項)。そして議長とは、総会において議事進行をはかり、そのための議場の整理などを指揮し、決議の採択を決する者といえる。しかし議長に何人があるかについては商法上別段の規定がないため、結局会議体の原則に従つて、総会の都度、これを選任すべきことになるのである。しかし総会の都度、議長を選任する煩雑さを避けるために、多くの会社では定款でこれを定めている。

ところで定款をもつて「総会の議長は取締役社長がこれにあたり、社長事故あるときは他の取締役これにあたる」と定めることについては、かかる定款の効力について、無効説、有効説の見解が分れている。無効説は、総会は株主により組織される会議体であるから、議長は必ず株主たることを要する。従つて株主である社長が議長となると規定していない定款は無効であるというのである。これに対し有効説は、議長とは総会を指揮運営する者にすぎず、しかも株主でない社長も取締役として総会に出席する職務権限を有するから、かかる社長が議長となることを、必ずしも違法とする理由はない。仮りに議長は株主たることを要するとしても、かかる定款規定は、社長が同時に株主であるという通常の場合を予想した規定と解すべきであるというのである(大隅健一郎・会社法論中巻四〇)

頁、星川長七「総会の議長と閉会の宣言」商法演習Ⅰ一七頁。又、この点については、議長は前述した重要な職責を有する者であるため、議案に関する決議の成否についても公正な立場をとり得る者でなければならぬから、社長又は代表取締役というような会社の業務執行の主な責任者が、会社業務執行を批判し、その可否を決する総会の議長として適格者といひ得るかは疑わしいとされ、株主たる社長が議長となるという定款の規定についても、総会の機能を十分果さしめるには適当でないといはれる説もある(田中誠一・全訂会社法上巻二四〇頁、同・全訂コンメンタール会社法六一二頁)。

商法が総会について議長を予定していながら誰が議長になるかを定めていず、従つてこれについて定款で定めた場合、かかる定款のある会社の総会がこれによるべきなのは当然であり、この定款に違反して他の者が総会の議長として決議に関与したときは、決議取消の原因となることは、いうまでもない(田中誠二ほか・前掲コンメンタール六一二頁、大審院昭和六年九月二九日判・新聞三三三三〇号一五頁、東京控訴院昭和五年一月二四日判・新聞三〇八七号六頁)。しかし、それでは定款で「総会の議長は取締役社長がこれにあたり、社長事故あるときは他の取締役これにあたる」と規定した場合に、株主総会は、会社の業務執行を批判し、その可否を決するためのものであるから、会社の業務執行の主な責任者が議長となることは不当であるとして、かかる定款を無効と解するか、或は、総会が株主によつて組織される会議体であるから、議長も株主であることを要し、株主である社長が議長になるというように記載していない定款は無効

であると解すべきであらうか。私は、いずれも無効とするほどのことではないように思う。というのは、取締役社長も、株主ではなくとも株主総会に出席する権限はあり、その場で選ばれて、議長として議事を整理することは差支えないと考えるからである(かかる定款の規定がない場合にも、社長を議長として選任する場合もあるであらう)。従つてかかる定款の規定も、議長に取締役社長がなつたために、著しく不正な決議となつた場合は別であるが、そうでない限り、かかる定款規定が、直ちに不適法ということは出来ない(これに関して議事について利害関係ある者も議長となり得る旨の判例がある・東京地裁昭和二八年九月二日決定・判例タイムズ三三三三三〇五四二頁)。しかしそうかといつてこの定款規定が、元來取締役が株式会社の業務執行機関たる取締役会の構成員として、会社の内情及び事業の状況等に精通しているため、議長は取締役でなければならぬといふほどの積極的意味をもつているとは解せない(東京地裁昭和一五年一月二四日判決・法律新報六一一〇一六頁参照)ので、定款上のかかる規定が一般的に無効だとする理由はないと考える。

それでは、かかる定款規定を有効と解した場合、株主総会が会社によつて召集された場合と、商法第二三七条の規定によつて株主によつて召集された場合とによつて、その適用に差異がないかが次の問題になる。そしてこの点についても肯定説、否定説が分れているが、肯定説では、召集者が誰であるかを問わず、株主総会である限りは右の定款の規定によるべきであると解し(松田二郎・鈴木忠一条解株式会社法上一九六頁、前掲東京地裁昭和二八年九月二日決定・判例

タイムズ三三三号五四二頁)、否定説は、総会が株主によつて招集されるのは、取締役、監査役等の解任を目的として招集されることが多く、しかも取締役会が招集に同意しないのに、これを強行するのであるから、この場合にも定款に規定する者が議長となるのは妥当でなく、この場合には、その総会で別に議長を選任すべきであるというのである(星川・前掲論文一八頁、西原寛一「株主総会の運営」株式会社法講座三巻八六一頁、大隅・前掲書四一頁、蓮井良憲「株主総会の議長」政経論叢七巻一号一五一頁、広島高裁昭和三五年一月三十一日決定・下級民集一一巻一〇号三三二九頁)。

私はかかる定款の規定は、取締役会の招集による通常の総会を予定したと考えるため、少数株主により招集された場合は、この規定の適用はないと思う。

以上の如く解することによつて、本件株主総会が少数株主による総会であることから、かかる定款規定が適用されないとして、右規定によらずに、総会であらためて議長を選出すべきだとした本件判旨は正当である。

なお、本判決については、西迪雄氏の前掲論文、及び清水湛氏の「前掲論文のあることを付記する。」(米津 昭子)

〔労働法 三三三〕 組合員の選挙運動資金徴収拒否と組合統制

【事実】 申請人A、B、C三名の者は、関西電力労働組合(以下単に「労組」という)に所属する組合員である。昭和三九年一月二二日、労組は昭和四〇年に参議員選挙が行なわれることを予定し、この準備のために組合員一人当り一〇〇円の割合による上部団体電労連への上納金と参議院議員地方区選挙のための五〇円および恒常的な政治活動基金に充当される五〇円合計二〇〇円を組合員一人当り

から昭和四〇年一月賃金より徴収することを同日開催の第七一回本部委員会において承認決定し、同時に一般指令一号として下部組織に伝達した。なお右選挙資金は、第一三回本部大会において電労連が推せんを決定した全国区X候補者あるいは地方区候補者のために支出されることが決定されていた。すなわち本件臨時費二〇〇円は、そのうち一五〇円が昭和四〇年行なわれる参議院議員選挙資金に充

(関西電力労組事件
大阪地裁昭和四〇年(判)第二六八〇号
昭和四一年三月三十一日判決)